

最低制限価格及び調査基準価格制度の改正について (お知らせ)

建設工事、建設工事に係る設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務における最低制限価格及び調査基準価格制度について、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。(令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う入札から適用)

なお、改正内容の詳細は、市ホームページ掲載の要綱等をご確認ください。

(URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/nyusatsu-saiteiseigenkaisei.html>)

1 建設工事における改正点

内 容	改 正 前	改 正 後
失格基準価格の算定方法	すべての入札の平均額(千円未満切捨て) $\times 70\% \times 1.1$	直接工事費 $\times 95\%$ (円未満切捨て) 共通仮設費 $\times 85\%$ (円未満切捨て) 現場管理費 $\times 90\%$ (円未満切捨て) 一般管理費等 $\times 68\%$ (円未満切捨て) ~ の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.1$ 調査基準価格を上限値又は下限値により設定した場合は、その上限値又は下限値の額に、「調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合」を乗じて算定する
失格基準価格の設定範囲	—	予定価格の10分の7.5(下限値)以上 下限値を下回る場合は下限値とする

2 建設工事に係る設計・調査・測量業務

内 容	改 正 前	改 正 後
最低制限価格及び調査基準価格の設定対象	最低制限価格：設計額50万円超 ~ 設計額2,000万円以下 調査基準価格：・設計額2,000万円超 ・総合評価落札方式	最低制限価格：設計額50万円超 調査基準価格： 総合評価落札方式のみ 総合評価落札方式以外の入札はすべて最低制限価格の設定とします
最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等	すべての入札の平均額(千円未満切捨て) $\times 80\% \times 1.1$	別表の ~ の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.1$ 別表により難しい場合は「すべての入札の平均額(千円未満切捨て) $\times 80\% \times 1.1$ 」

3 土木施設維持管理業務（道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務）

内 容	改 正 前	改 正 後
最低制限価格の 設定対象	設定なし	設計額50万円超
最低制限価格の 算定方法	—	直接工事費 × 97%(円未満切捨て) 共通仮設費 × 90%(円未満切捨て) 現場管理費 × 90%(円未満切捨て) 一般管理費等 × 68%(円未満切捨て) ~ の合計額(千円未満切捨て) × 1.1 上記により難しい場合は「すべての入札の平均額 (千円未満切捨て) × 80% × 1.1」
最低制限価格の 設定範囲	—	予定価格の10分の7.5(下限値)から 9.2(上限値) 上限値を超える場合は上限値、下限値を 下回る場合は下限値とする

別 表（建設工事に係る設計・調査・測量業務）

業種区分				
測量業務	直接測量費 × 100%	測量調査費 × 100%	諸経費 × 50%	
建築関係の建設コン サルタント業務	直接人件費 × 100%	特別経費 × 100%	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
土木関係の建設コン サルタント業務	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%
	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%
地質調査業務	直接調査費 × 100%	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × 80%	諸経費 × 50%
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%
	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%

設定範囲（上限値を超える場合又は下限値を下回る場合は、それぞれ上限値又は下限値で設定する）

- ・測量 予定価格の10分の6(下限値)から8.2(上限値)
- ・建築 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)
- ・土木 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)
- ・地質 予定価格の3分の2(下限値)から10分の8.5(上限値)
- ・補償 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)
から の額は1円未満を切り捨てる。

その他の詳細は改正後の要綱等を参照